

令和 6 年度さいたま市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度さいたま市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 3 0, 2 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1 4, 3 3 0, 2 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		146,597,751	1,294,800	147,892,551
	2 国庫補助金	41,531,890	1,294,800	42,826,690
22 繰入金		25,896,555	741,930	26,638,485
	1 基金繰入金	25,896,555	741,930	26,638,485
25 市 債		89,887,100	293,500	90,180,600
	1 市 債	89,887,100	293,500	90,180,600
歳 入 合 計		712,000,000	2,330,230	714,330,230

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		56,875,308	64,529	56,939,837
	1 総務管理費	32,764,671	2,838	32,767,509
	2 企画費	11,525,277	61,691	11,586,968
3 民生費		262,976,022	326,130	263,302,152
	3 老人福祉費	23,132,408	326,130	23,458,538
4 衛生費		84,453,502	1,934,183	86,387,685
	1 保健衛生費	23,200,942	1,934,183	25,135,125
9 消防費		19,583,699	5,388	19,589,087
	1 消防費	19,583,699	5,388	19,589,087
歳 出 合 計		712,000,000	2,330,230	714,330,230

第2表

継 続 費 補 正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総 額	年度	年 割 額
2 総務費	2 企画費	新庁舎整備 基本設計事業	767,866	6	61,038
				7	164,755
				8	542,073

2 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
3 民生費	3 老人福祉費	東楽園再整備 建設工事事業	5,710,370	4	692,989	6,036,500	4	692,989
				5	2,824,580		5	2,824,580
				6	2,192,801		6	2,518,931
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター 大崎基幹的設備 改良事業	16,841,295	3	21,670	16,783,897	3	21,670
				4	3,184,750		4	3,184,750
				5	3,394,081		5	3,394,081
				6	7,301,128		6	7,301,128
				7	2,939,666		7	2,882,268

第3表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
クリーンセンター大崎管理棟エレベーター改修工事	令和6年度から 令和8年度まで	57,398
(仮称) さいたま市農業交流公園整備事業負担金	令和6年度から 令和8年度まで	1,316,600
(仮称) さいたま市農業交流公園整備事業設計・施工モニタリング業務	令和6年度から 令和8年度まで	25,756
(仮称) 岩槻南部新和西地区近隣公園等整備事業負担金	令和6年度から 令和9年度まで	286,850

第4表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老人福祉施設整備事業	2,172,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	2,465,500	(補 正 前 に 同 じ 。)		